



《会計・税務の知識》 所得税の青色申告制度

平成24年3月15日が、平成23年度の所得税の確定申告の期限です。

所得税には青色申告制度というものがあり、様々なメリットが用意されています。

そこで、今回は、『所得税の青色申告制度』についてご説明します。

1. 青色申告とは？

日本の所得税は、納税者自らが税法に従って所得金額と税額を正しく計算し納税するという申告納税制度を採っています。

ここで、一定水準の記帳をし、その記帳に基づいて正しい申告をする人については、所得金額の計算などについて有利な取扱いが受けられるというのが青色申告制度です。

なお、青色申告できるのは、不動産所得・事業所得・山林所得のある人です。

2. 青色申告のメリット

青色申告のメリットには、主として以下のものがあります。

①青色申告特別控除

不動産所得または事業所得を生ずべき事業者は、原則としてこれらの所得を通じて最高65万円を控除できます。なお、青色申告の不動産所得の場合、その不動産貸付けが事業的規模でない場合は10万円の控除となります。

②青色事業専従者給与

青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族のうち、年齢が15歳以上で、その青色申告者の事業に専ら従事している人に支払った給与は、事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で専従者の労務の対価として適正な金額であれば、必要経費に算入することができます。

③貸倒引当金

事業所得を生ずべき事業者で、その事業の遂行上生じた売掛金・貸付金などの貸金の貸倒れによる損失の見込額として、年末における貸金の帳簿価額の合計額の5.5%以下の金額を貸倒引当金勘定へ繰り入れたときは、その金額を必要経費として認められます。ただし、金融業の場合は3.3%です(一括評価)。なお、個別評価も可能です。

④純損失の繰越しと繰戻し

事業所得などに損失がある場合で、損益通算の規

定を適用してもなお控除しきれない部分の金額が生じたときは、その損失額を翌年以後3年間にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除できます。

また、前年も青色申告をしている場合は、その損失額を生じた年の前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることもできます。

⑤少額減価償却資産特例

30万円未満の資産を購入した場合には、年間の支出金額が300万円未満までは、全額その年の経費とすることが出来ます。その他特別償却や割増償却等青色申告者のみが利用できる特例があります。

3. 青色申告書の帳簿書類

青色申告の記帳は、年末に貸借対照表と損益計算書を作成することができるような正規の簿記によることが原則です。ただし、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳のような帳簿を備え付けて簡易な記帳をするだけでもよいことになっています。

4. 青色申告の申請

その年の1月16日以後に新規開業した場合は業務を開始した日から2か月以内に「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。また、新たに青色申告の申請をする人は、その年の3月15日までに提出期限となります。

5. 青色申告に向いている人

個人で事業を営んでいる人、事業的規模として不動産の貸付けを行っている人はもちろんのこと、不動産所得があり、毎年、確定申告のため現金出納簿や経費帳を付けている人は青色申告に向いていると言えます。

6. 最後に

前述の通り、青色申告することにより様々なメリットが受けられます。一方で、青色申告のハードルは皆様が思うほど高くはありません。例えば、資産運用の1つとして少額の不動産所得があり、その収入と経費を記帳している人(記帳・申告を税理士に依頼している人を含む)であっても、青色申告をおすすめしますのでご検討ください。

(担当：椿)